明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第四十八条の十四の五の見出し中「第三百二十一条の八第三十三項第三号に規定する」を「第三百二十一条の八第三十五項第三号の」に改め、同条中「第三百二十一条の八第三十三項第三号」を「第三百二十一条の八第三十五項第三号」に改める。

第四十八条の十四の六の見出し中「第三百二十一条の八第三十五項に規定する」を「第三百二十一条の八第三十七項の」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第三十五項」を「第三百二十一条の八第三十七項」に改める。

第四十八条の十四の七の見出し中「第三百二十一条の八第三十五項に規定する」を「第三百二十一条の八第三十七項の」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第三十五項」を「第三百二十一条の八第三十七項」に、「においては、同条第三十三項」を「には、同条第三十五項」に改め、同条第二項中「金額について」の下に「、それぞれ」を加える。

第四十八条の十五第一項中「第三百二十一条の八第三十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改める。

第四十八条の十五の二第一項中「においては」を「には」に改め、同項第一号中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第二十八項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十二項」に、「第三百二十一条の八第二十七項」を「第三百二十一条の八第二十九項」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の八第二十六項又は第二十七項」を「第三百二十一条の八第二十八項又は第二十九項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「金額について」の下に「、それぞれ」を加える。

第四十八条の十六の二の次に次の一条を加える。

（法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合における延滞金の計算）

第四十八条の十六の三　第四十八条の十五の五第一項から第三項までの規定は、法第三百二十七条第二項及び第五項において準用する法第三百二十一条の十二第四項の規定による延滞金の計算について準用する。

2　前条第一項及び第二項の規定は、法第三百二十七条第三項及び第六項において準用する法第三百二十六条第三項の規定による延滞金の計算について準用する。

第四十九条の五第三項中「規定する」の下に「公共の用に供する飛行場の区域の周辺の区域のうち」を加え、同条第四項の表の第一号中「建設されたトンネル」の下に「（第三号に掲げるものを除く。）」を加え、「千葉市の区域、東京都の特別区の存する区域、川崎市の区域、横浜市の区域、名古屋市の区域、京都市の区域、大阪市の区域、神戸市の区域及び広島市の区域並びにこれらの区域の近郊の区域で」を「第一項に規定する市街地の区域（」に改め、「定めるもの」の下に「を除く。）」を加え、同表の第二号中「建設されたトンネル」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、「本号」を「この号」に改め、同表に次の一号を加える。

三　平成三十年三月三十一日以前に建設されたトンネル（大阪市が地方公営企業法第二条第一項第三号に掲げる軌道事業又は同項第五号に掲げる鉄道事業の用に供したものに限る。）	平成三十年三月三十一日において、法第三百四十八条第一項の規定の適用があつたトンネル

第四十九条の十五第二項第一号中「及び前項第一号」を「又は前項第一号」に、「及び第七号」を「若しくは第七号」に、「並びに」を「又は」に、「及び第十三号」を「若しくは第十三号」に改め、同項第二号中「並びに」を「又は」に、「及び第六号」を「若しくは第六号」に、「及び聴導犬訓練事業」を「又は聴導犬訓練事業」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に、「第二条第三項第十号」を「第二条第三項第四号の二に掲げる福祉ホームを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者福祉センター、補装具製作施設若しくは視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業又は同項第十号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「及び」を「又は」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「及び」を「又は」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「及び前項各号」を「又は前項各号」に、「及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」を「若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業」に、「及び特定相談支援事業」を「若しくは特定相談支援事業」に、「並びに同項第六号」を「若しくは同項第六号」に、「定めるもの並びに」を「定めるもの又は」に、「移動支援事業及び」を「移動支援事業若しくは」に、「及び手話通訳事業並びに」を「若しくは手話通訳事業若しくは」に改め、同号を同項第九号とする。

第五十条中「介護老人保健施設」の下に「、同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

第五十一条の十中「第六号」を「第七号」に改める。

第五十一条の十五の二を次のように改める。

（法第三百四十八条第二項第三十六号の固定資産）

第五十一条の十五の二　法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（次号において「機構」という。）が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下この条及び第五十二条の十の六において「機構法」という。）第十四条第一項第一号に規定する業務（農業機械化促進法を廃止する等の法律第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法（次号及び第五十二条の十の六において「旧農業機械化促進法」という。）第十六条第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。）又は機構法第十四条第一項第二号から第四項までに規定する業務の用に供する固定資産のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

イ　事務所の用に供する固定資産

ロ　宿舎の用に供する固定資産

二　機構が直接機構法第十四条第一項第一号に規定する業務（旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。）の用に供する固定資産（直接旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供したものに限る。）のうち、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号。以下この号において「機構法改正法」という。）附則第四条第一項の規定により同項の規定による解散前の生物系特定産業技術研究推進機構（以下この号において「旧推進機構」という。）から承継した家屋及び償却資産（旧推進機構が機構法改正法附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により同項の規定による解散前の農業機械化研究所から承継したものに限る。）

第五十二条の二第一項中「（昭和二十九年法律第五十一号）」を削る。

第五十二条の十の六中「農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務」を「機構法第十四条第一項第一号に規定する業務（旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。）」に改める。

第五十三条を次のように改める。

（法第四百六十六条の二の政令で定める者）

第五十三条　法第四百六十六条の二に規定する政令で定める者は、第三十九条の九各号に掲げる者とする。

第五十三条の二の二を第五十三条の二の三とし、第五十三条の二の二を第五十三条の二の二とする。